

議案第99号

土地明渡請求事件の和解について

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 相手方



2 事案の概要

うるま市与那城伊計[REDACTED]番地（雑種地5, 380m²）は、うるま市（以下「甲」という。）が所有権を有する土地（以下「本件土地」という。）であるが、令和6年5月22日に[REDACTED]（以下「乙」という。）より自主占有を承継した旨の時効援用通知書を受理したため、本件土地の明け渡しを求め裁判所に訴訟を提起した。

今般、乙より本件土地を適正価格にて購入できるのであれば取得時効の主張を取り下げ和解したいとの提案があったことから、甲乙間で和解案について協議した。

3 和解の内容

- (1) 乙は、甲に対し、甲が所有する別紙物件目録記載①及び②の土地を、52万2784円で買い受ける旨の売買契約を予約する。
- (2) 前号の売買契約に関する分筆及び所有権移転登記にかかる費用の負担については、別途協議する。
- (3) 甲は、その余の請求を放棄する。
- (4) 甲と乙は、本件に関し、本和解条項に定めるものほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

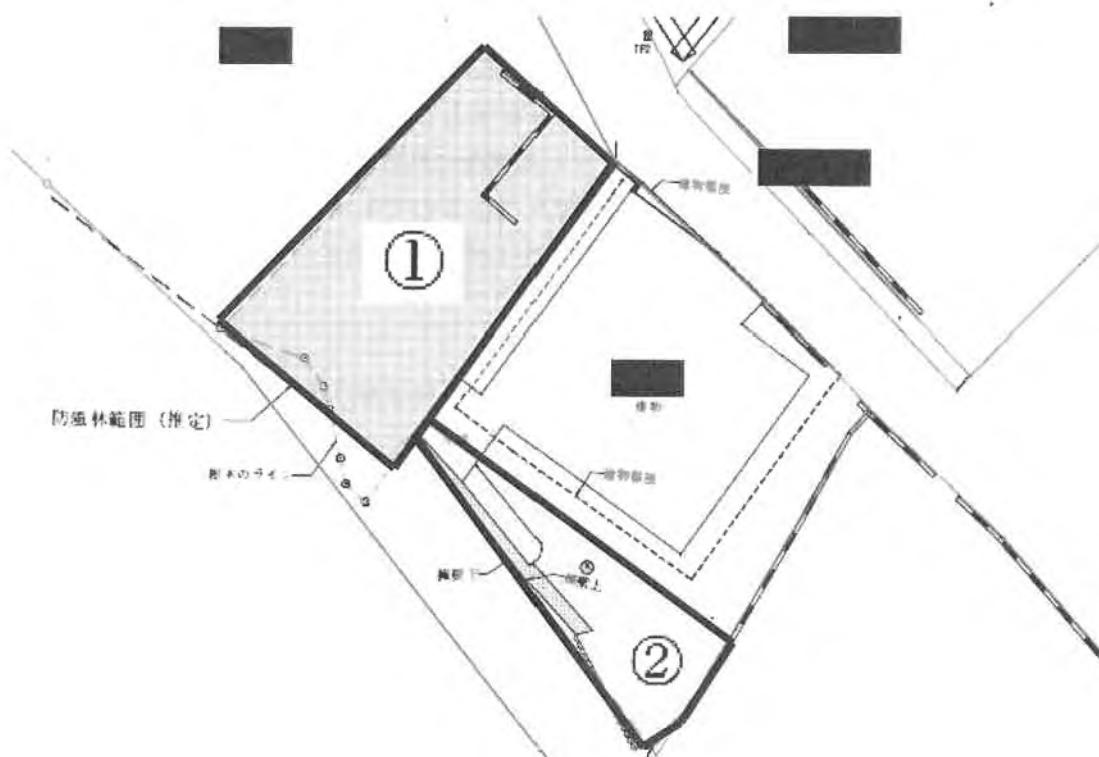
和解については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

別紙

物 件 目 錄

【土地】

所 在 うるま市与那城伊計 [] 番の一部 (下図①及び②)



議案第100号

本庁舎西棟外壁タイル及び屋上防水改修工事（その1）請負契約についての議
決内容の一部変更について

令和6年議案第104号をもって議決された本庁舎西棟外壁タイル及び屋上防水
改修工事（その1）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「170,450,500円」を「197,646,900円」に変更
する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

工事内容の追加、変更に伴い契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする
ため提案する。

議案第101号

沖縄県消防指令センター全体更新等整備事業（設計・建設工事）請負契約についての議決内容の一部変更について

令和6年議案第62号をもって議決された沖縄県消防指令センター全体更新等整備事業（設計・建設工事）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「3,454,000,000円」を「3,480,741,000円」に変更する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

工事内容の追加、変更に伴い契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第102号

うるま市職員定数条例の一部を改正する条例

うるま市職員定数条例（平成17年うるま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「14人」を「10人」に改め、同条第4号中「5人」を「4人」に改め、同条第5号中「234人」を「113人」に改め、同条第6号中「63人」を「58人」に改め、同条第8号中「130人」を「160人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

職員定数の見直しを行うため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第103号

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を「（沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）」に改める。

第29条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「国家戦略特別区域限定保育士を含む」に改める。

第31条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「国家戦略特別区域限定保育士を含む」に改める。

第44条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「国家戦略特別区域限定保育士を含む」に改める。

第47条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「国家戦略特別区域限定保育士を含む」に改める。

附則第9条中「第18条の18第1項の登録を受けた者」の次に「又は国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第104号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号を次のとおり改める。

(1) 保育士（沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第105号

うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成17年うるま市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者（児）に係る医療費の一部をうるま市重度心身障害者（児）医療費助成金（以下「助成金」という。）として支給することにより、保健の向上に寄与し、もって重度の心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 重度心身障害者（児） 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

イ 沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当する者

（2） 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（3） 医療費 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の対象となる療養に要する費用をいう。

（4） 一部負担金 医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

（5） 保険医療機関等 次に掲げる機関をいう。

- ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局
- イ 指定訪問看護ステーション
- ウ その他市長が定める病院、診療所等又は薬局

第3条の見出しを「(助成金の額)」に改め、同条第1項中「この条例により助成することのできる経費(以下「助成対象経費」という。)」を「助成金の額」に改め、同項第1号中「。ただし、入院時食事療養費については、2分の1の額とする。」を削り、同項第2号中「、児童福祉法」を「及び児童福祉法」に改め、「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体により支給されている公費負担の医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費相当額がある場合は、当該医療費及び医療費相当額に対応する助成金は支給しない。

第4条から第7条までを次のように改める。

(受給資格者の認定申請等)

第4条 助成金の支給を受けようとするときは、重度心身障害者(児)又はその保護者は、規則に定めるところにより受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請について、次の各号に掲げる受給資格要件のいずれにも該当すると認めたときは、当該重度心身障害者(児)を助成金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)として認定し、規則に定める受給資格者証を交付するものとする。ただし、第6条第1項に該当する場合は、受給資格者証を交付しないものとする。

(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録された者又は市長が市の区域内及び区域外の援護施設等に身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、児童福祉法及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により入所等の援護を行った者(市の区域内の援護施設等に他の市町村長が入所等の援護を行った者を除く。)

(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費等の全額支給を受けていない者

(助成金の申請)

第5条 受給資格者が助成金の支給を受けようとするときは、規則に定めるところにより申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して13箇月を経過した月以降においてはすることができない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金の額を決定し、受給資格者に支給する。

(適用除外等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その年の8月から翌年の7月（1月から7月までの間に第4条第1項の申請を行う場合にあっては、その年の7月まで）までは、助成金を支給しない。

(1) 受給資格者の前年（1月から7月までの間に第4条第1項の申請を行う場合にあっては、前々年。次号において同じ。）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第7条に規定する額を超えるとき。

(2) 現に受給資格者と生計を同じくする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、令第8条第1項において準用する令第2条第2項に規定する額以上であるとき。

2 被災者がある場合においては、その被害を受けた月から翌年の7月までの助成金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。

3 前項の規定により同項に規定する期間に係る助成金が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する助成金で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第7条で定める額を超えること 当該被災者に支給された助成金

(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第8条第1項において準用する令第2条第2項に規定する額以上であること 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された助成金

4 令第4条の規定は、第1項各号及び前項各号に規定する所得の範囲について準用する。

5 令第5条の規定は、第1項第1号及び第3項第1号に規定する所得の額の計算方法について準用する。この場合において、令第5条の規定は、令第8条第3項のとおり読み替えるものとする。

6 令第5条の規定は、第1項第2号及び第3項第2号に規定する所得の額の計算方法について準用する。

(支給対象期間)

第7条 助成金を支給する対象期間は、第4条第1項の規定による申請日から受給資格者としての要件が消滅した日の前日又は受給資格者の死亡した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給開始の事由が次の各号のいずれかに該当するとき

(各号に該当した日から 14 日を経過して第 4 条第 1 項の規定による申請をしたときを除く。) は、それぞれ当該各号に定める日を開始日とする。

- (1) 新たに第 2 条第 1 号に掲げる重度心身障害者（児）に該当したとき 該当した日
- (2) 本市に住民基本台帳法に規定する転入をしたとき 転入した日
- (3) 第 4 条第 2 項第 3 号に規定する医療費等の支給が廃止となったとき 廃止となった日

第 8 条及び第 9 条を削る。

第 10 条中「本人」を「受給資格者」に改め、同条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とする。

第 12 条中「この条例による助成金」を「助成金の支給」に改め、同条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和 8 年 7 月 31 日までの入院食事療養費に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 7 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後のうるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例第 2 条第 3 号及び第 3 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、第 2 条第 3 号中「、特別療養費」とあるのは「、特別療養費、入院時食事療養費」と、第 3 条第 1 項第 1 号中「医療費の一部負担金の額」とあるのは、「医療費の一部負担金の額。ただし、入院時食事療養費については、2 分の 1 の額とする。」とする。
- 3 前項の規定により施行日以後も支給することができる入院時食事療養費は、令和 8 年 7 月 31 日までに食事したものについて適用する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

重度心身障害者（児）医療費助成制度に係る助成対象経費の見直し及び所要の整備について、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第106号

指定管理者の指定について（うるま市健康福祉センターうるみん）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称 うるま市健康福祉センターうるみん

2 指定する団体 うるま市安慶名一丁目8番1号
社会福祉法人うるま市社会福祉協議会

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第107号

うるま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

うるま市国民健康保険条例（平成17年うるま市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までの規定中「4人」を「2人」に改め、同項第4号中「2人」を「1人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後のうるま市国民健康保険条例第2条第1項の規定にかかわらず、その任期は、当該委員が辞職する日又は任期満了日のいずれか早い日までとする。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市国民健康保険運営協議会の委員定数を見直すため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第108号

うるま市立体育施設条例等の一部を改正する条例

(うるま市立体育施設条例の一部改正)

第1条 うるま市立体育施設条例（平成21年うるま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2うるま市具志川総合体育馆の項を削る。

別表第3中「うるま市具志川総合体育馆・」を削る。

(うるま市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 うるま市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和7年うるま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3の改正規定中

「

専用使 用以外	卓球	小・中・高校生	1台	1時間	利用料 金	照明料	
						具志川	石川
バレー ボール	小・中・高校生	1面	1台	1時間	100 円	一円	100円
						50円	100円
バスケッ トボール	小・中・高校生	1面	1台	1時間	200 円	400円	400円
						400円	400円
ハンド ボール	小・中・高校生	1面	1台	1時間	250 円	400円	400円
						400円	400円
バドミン トン	小・中・高校生	1面	1台	1時間	150 円	100円	100円
						100円	100円
柔剣道場	小・中・高校生	1時間			200 円	100円	100円

	大学生・一般	1 時間	250 円	100円	100円
ジョギング		1 時間	50円		
トレーニング室		1 時間	100 円	50円	50円
相撲場	小・中・高校生	1 時間	100 円		
	大学生・一般	1 時間	300 円		
その他競技	競技の使用面積に応じて、別表内の他の競技に規定する利用料金及び照明料を徴収する。				

」を

「

区分			単位		利用料 金	照明料
専用使 用以外	卓球	小・中・高校生	1 台	1 時間	100 円	100円
		大学生・一般	1 台	1 時間	150 円	100円
バレー ボール		小・中・高校生	1 面	1 時間	200 円	400円
		大学生・一般	1 面	1 時間	250 円	400円
バスケッ トボール		小・中・高校生	1 面	1 時間	250 円	400円
		ハンド ボール	1 面	1 時間	300 円	400円
バドミン トン		小・中・高校生	1 面	1 時間	150 円	100円
		大学生・一般	1 面	1 時間	200 円	100円
柔剣道場		小・中・高校生	1 時間		200 円	100円
		大学生・一般	1 時間		250 円	100円
ジョギング			1 時間		50円	

トレーニング室		1 時間	1 0 0 円	5 0 円
相撲場	小・中・高校生	1 時間	1 0 0 円	
	大学生・一般	1 時間	3 0 0 円	
その他競技	競技の使用面積に応じて、別表内の他の競技に規定する利用料金及び照明料を徴収する。			

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市具志川総合体育館を廃止するため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第109号

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業給水条例（平成17年うるま市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第21条の表を次のように改める。

種別	用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
		水量	料金	
専用給水装置	家庭用	8立方メートルまで	1, 235円	8立方メートルを超えるもの 0立方メートルまで 240円 20立方メートルを超える 100立方メートルまで 267円 100立方メートルを超える 300立方メートルまで 306円 300立方メートルを超えるもの 336円
		連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。		
	営業用	10立方メートルまで	1, 978円	10立方メートルを超える 30立方メートルまで 267円 30立方メートルを超える 100立方メートルまで 306円 100立方メートルを超えるもの 336円

			え 3 0 0 立方メートルまで 3 3 6 円 3 0 0 立方メートルを超えるもの 3 6 1 円
連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。			
官公署用	1 0 立方メートルまで	2 , 2 3 7 円	1 0 立方メートルを超えて 1 0 0 立方メートルまで 3 0 6 円 1 0 0 立方メートルを超えて 3 0 0 立方メートルまで 3 3 6 円 3 0 0 立方メートルを超えて 5 0 0 立方メートルまで 3 6 1 円 5 0 0 立方メートルを超えるもの 3 9 9 円
基地用	1 0 立方メートルまで	2 , 3 0 2 円	1 0 立方メートルを超えて 1 0 0 立方メートルまで 3 1 3 円 1 0 0 立方メートルを超えて 3 0 0 立方メートルまで 3 4 6 円 3 0 0 立方メートルを超えて 5 0 0 立方メートルまで 3 7 3 円 5 0 0 立方メートルを超えるもの 4 1 2 円
臨時給	臨時用	1 立方メートルにつき	6 4 3 円

水栓		
船舶用 給水栓	船舶用	1 立方メートルにつき 445 円
私設消 火栓	演習用	1 個 1 回 3 分ごとに 382 円
共用給 水装置	家庭用	1 世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

備考

- 1 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等家庭生活に直接関係のうすい営業の用に使用する場合をいう。
- 2 官公署用とは、官公署、学校等及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。
- 3 基地用とは、アメリカ合衆国軍隊等の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 臨時用とは、建設工事、興業及び売店等短期間臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- 5 船舶用とは、船舶用に水道を使用する場合をいう。
- 6 演習用とは、消防用に水道を使用する場合をいう。
- 7 家庭用とは、前各項以外の用に水道を使用する場合をいう。

第 21 条各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後のうるま市水道事業給水条例第 21 条の表は、水道料金算定の基礎となる使用水量に係る期間（以下「算定基礎期間」という。）の初日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のものについて適用し、算定基礎期間の初日が施行日前のものについては、なお従前の例による。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

水道事業の健全な経営を図るため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第110号

うるま市下水道条例の一部を改正する条例

うるま市下水道条例(令和元年うるま市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表を次のように改める。

種別	基本汚水量	基本料金	超過料金（1m ³ につき）						
家庭用汚水	10m ³ まで	752円	10m ³ を超えるまで	110円					
			30m ³ を超えるまで	127円					
			50m ³ を超えるまで	150円					
			100m ³ を超えるまで	179円					
			300m ³ を超えるもの	203円					
			連合専用で使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。						
業務用汚水	10m ³ まで	1,042円	10m ³ を超えるまで	139円					
			30m ³ を超えるまで	162円					
			50m ³ を超えるまで	168円					
			100m ³ を超えるまで	185円					
			300m ³ を超えるまで	208円					
			500m ³ を超えるまで	214円					
			1000m ³ を超えるもの	218円					
連合専用で使用するものは、料金算定の基礎となる使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。									
公衆浴場汚水	1m ³ につき46円								
備考									
1 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。									

- 2 「業務用汚水」とは、水道の用途別（営業用、官公署用、基地用、臨時用）及び工業用水、地下水から排除される汚水をいう。
- 3 「家庭用汚水」とは、前項以外の汚水をいう。
- 4 「連合専用」とは、1個のメータにより2世帯以上で連合して水道を使用する場合をいう。

第29条第1項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のうるま市下水道条例第29条第1項の表は、下水道使用料算定の基礎となる使用者が排除した汚水の量に係る期間（以下「算定基礎期間」という。）の初日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のものについて適用し、算定基礎期間の初日が施行日前のものについては、なお従前の例による。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

公共下水道事業の健全な経営を図るため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第 111 号

うるま市火災予防条例の一部を改正する条例

うるま市火災予防条例（平成 17 年うるま市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）」を
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）」
第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）」に
改める。

第 29 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したとき

は、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

林野火災の予防に資するため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第112号

うるま市立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

うるま市立保育所及び小規模保育事業所条例（平成29年うるま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

うるま市立保育所等設置条例

第1条に次の1項を加える。

- 3 法第39条第1項に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に、法第59条の2の規定により法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（以下「へき地保育所」という。）を設置する。

第2条中「保育所及び小規模保育事業所」を「保育所、小規模保育事業所及びへき地保育所」に改める。

第3条第1項中「次に掲げる」の次に「いずれかの」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定は、へき地保育所の入所の資格について準用する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が保育所等の管理を行う場合は、第5条及び第12条の規定は、市長が管理する保育所等について準用する。この場合において、第5条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と、第12条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第12条第1項中「うるま市長又は」を削る。

別表に次のように加える。

うるま市立津堅保育所	うるま市勝連津堅1327番地2
------------	-----------------

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の別表に規定するうるま市立津堅保育所の設置に関し必要な行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

べき地保育所の設置その他所要の改正を行うため、当該条例を改正する必要があり提案する。

議案第113号

うるま市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項

の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）

又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられ

ていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用して乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士によ

る支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年沖縄県条例第49号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年うるま市条例第18号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、当該条例を制定する必要があり提案する。

議案第114号

うるま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

　（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・

保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子ども の養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに

係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され

ているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、そ

の用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、当該条例を制定する必要があり提案する。